

米原市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

令和3年1月8日
米原市農業委員会

第1 基本的な考え方

改正農業委員会法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が取り組まなければならない業務として、明確に位置付けられた。更に令和元年6月の改正で人・農地プランの作成や更新などにも積極的に関わるように義務付けられた。

本市においては、平地と中山間地が混在しており、大半が水田として利用されているため、ほ場整備等の基盤整備が実施された農地については、優良な農地として保全し、水稻、麦、大豆、そば等の土地利用型作物による農地の高度利用を図るとともに、野菜等による複合経営を進め、農業収益の向上とリスク分散による経営の安定を図っている。今後も、地域の環境と実態に応じた取組を推進し、担い手が持続的な農業を営めるよう関係機関が連携し、農産物のブランド化や販路の確保・拡大などを図っていく必要がある。

中山間地域では、大半が水田として利用されているが、鳥獣被害やほ場整備されていない地域での耕作困難地における営農意欲の低下など、遊休農地の発生が懸念されていることから、その発生防止・解消に努めていく必要がある。一方、平地では、農地中間管理事業を活用しながら担い手への農地集積・集約化を更に進めて、取り組んでいく必要があるが、一部地域において湿田対策が必要な地域もあり、集積・集約化が進まず遊休化している現状から、ほ場の再整備や暗渠排水等により解決を図るべきである。

以上のような観点から、地域の強みを活かしながら、活力ある農業・農村を築くため、「農業委員会等に関する法律」第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化の推進」が一体的に進んでいくよう、本市農業委員会の指針として、具体的な取組を下記のとおり定める。なお、この指針は、2026年を目標とし、3年ごとの農業委員および推進委員の改選期に検証・見直しを行う。また、単年度の具体的な活動については、別紙の「活動計画」のとおりとする。

第2 具体的な目標と推進方法

1 遊休農地の解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積	遊休農地面積	遊休農地の割合
現 状 (2020年11月)	2,577 ha	27 ha	1.05 %
3年後目標 (2023年11月)	2,535 ha	25 ha	0.99 %
目 標 (2026年11月)	2,473 ha	23 ha	0.93 %

注1：現状の管内の農地面積は、耕地および作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積であり、目標面積は農地転用の実績から判断し目標値を定める。

注2：現状の遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号または第2号のいずれかに該当する農地の総面積であり、目標面積は3年間で1.5haの解消を目指す。

(2) 遊休農地解消の具体的な推進方法

①農地の利用状況調査と意向調査の実施について

ア 農業委員と推進委員の担当制または農業委員と推進委員によるチーム制による農地の利用状況調査（以下「農地パトロール」という。）と農地の利用意向調査の実施について協議・検討し、調査を徹底する。なお、それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」（平成28年5月25日付け28経営第509号）に基づき行う。

また、従来から日常的に農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、農地パトロールの時期に関わらず、適宜実施する。

イ 農地パトロールと利用意向調査の結果は、速やかに「全国農地ナビ」に反映して、農地台帳を公表する。

ウ 所有者不明の遊休農地については、農業委員会が事務を担当し、担い手とのマッチングを推進して解消に努める。

②農地中間管理機構との連携について

利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付けを行う。また、農地所有者等が所在不明な農地についての貸付までの事務処理は、農地中間管理機構と調整して進める。

③農地耕作条件改善事業によるほ場の改善

利用意向調査に基づき、農地中間管理機構が現状の農地を借り受けて担い手に幹旋しても殆どが、貸し付け不成立となるので、滋賀県農地中間管理機構が事業主体となって簡易なほ場整備を実施するように強く要請する。

④非農地判断について

農地パトロールの中で、B分類（再生困難）に区分した農地については、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行う。

2 担い手への農地利用集積について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の耕地面積	農地利用集積面積	集積率
現 状 (2020年11月)	2,550 ha	1,494 ha	58.6 %
3年後目標 (2023年11月)	2,510 ha	1,568 ha	62.5 %
目 標 (2026年11月)	2,450 ha	1,645 ha	67.1 %

注：現状の管内の耕地面積は、耕地および作付面積統計による耕地面積であり、目標面積は農地転用の実績から判断し目標値を定める。

【参考】担い手の育成・確保

	総農家数 (うち、主業農家数)	担い手		
		認定農業者	認定新規就農者	集落営農組織
現 状 (2020年11月)	1,273戸 (51戸)	91経営体	5 経営体	24団体
3年後目標 (2023年11月)	1,100戸 (45戸)	95経営体	5 経営体	24団体
目 標	1,000戸 (40戸)	100経営体	5 経営体	24団体

(2026年11月)				
------------	--	--	--	--

注1：担い手の育成・確保の数値は、農業委員会の区域内の農家数等を確認し、それらを基に担い手への農地利用集積目標を定めるための参考値である。

注2：総農家数（うち、主業農家数）は、2020年農林業センサスの数値（速報値）である。

（2）担い手への農地利用集積に向けた具体的な推進方法

①「人・農地プラン」の作成・見直し

農業委員会として地域（1集落や数集落）ごとに、将来の農業の問題解決のために、「地域における農業者等による協議の場」に参画して、地域で認定農業者等の中心的経営体を決め、それぞれの農業者の意志と地域の資源に照らした実現可能性のある「人・農地プラン」の作成と更新に積極的に関与する。

②「農地中間管理機構」等との連携

農業委員会は市農政課、県農地中間管理機構、県農産普及課、JAレーク伊吹等と連携し、①農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地、②経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、③期間満了を迎える利用権設定の農地等についてリスト化を行い、「人・農地プラン」の作成・見直し、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングに努める。

③農地の利用調整と利用権設定

農地の利用調整については、管内の地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集積・集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。また、中山間地域等の農地の区画・形状が悪く、受け手が少ないまたは受け手がない地域においては、農地中間管理機構による簡易な基盤整備事業等の活用と併せて、集落営農の組織化や法人化および新規参入の受入れを推進するなど、地域に合った取組に努める。

④農地所有者等が所在不明な農地の取扱い

農地所有者等が所在不明な農地については、市からの探索要請を受けて農業委員会が事務を担当する。

3 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数（個人） （新規参入者取得面積）	新規参入者数（法人） （新規参入者取得面積）
現 状 (2020年11月)	2 人 (1.0 ha)	2 法人 (7.4 ha)
3年後目標 (2023年11月)	2 人 (1.0 ha)	1 法人 (1.0 ha)
目 標 (2026年11月)	2 人 (1.0 ha)	1 法人 (1.0 ha)

注： 新規参入者とは、過去3年間に農地の権利移動を行った数値であり、法人雇用者や親元就農者は含まない。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

①関係機関との連携

県農業会議、市農政課、県農地中間管理機構、県農産普及課およびJ Aレーク伊吹とともに、管内の農地の借入れ意向のある認定農業者、認定新規就農者および新規参入希望者（法人を含む。）を把握し、必要に応じて現地見学や相談会を実施する。

②新規就農フェアへの参加・活用

関係機関とともに、新規就農フェア等に積極的に参加することで情報の収集に努め、新規就農の受入れとフォローアップ体制を整備する。

③農業委員会のフォローアップ活動

ア 農業委員および推進委員は、担当区域の農業の状況、就農候補地の農地やその周辺での農業経営の状況を伝え、新規参入希望者（法人を含む。）がその地域で円滑に就農できるように支援する。

イ 新規参入者（法人を含む。）が一定のまとまった農地を必要とする場合は、市農政課や県農産普及課の担当部局と相談の上、総合的な土地利用計画の中で準備を進め、農業委員および推進委員は地域での調整役として活動する。